

第19回西和賀町議会定例会

令和4年6月15日（水）

午前10時02分 開 議

議長 出席議員数は11名であります。高橋和子君から遅刻の旨の届出があり、これを受理しております。会議は成立をしております。

ただいまから第19回西和賀町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

なお、コロナウイルス感染症予防対策のため、適宜休憩を取りながら議場の換気を行うこととします。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番、深澤重勝君、8番、高橋宏君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から6月17日までの3日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月17日までの3日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。3月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、町監査委員より例月出納検査の報告を受けており、その写しをお手元に配付しており

ます。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情第23号「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書」採択についての陳情書、請願・陳情第24号「公務・公共サービスの拡充を求める陳情書、請願・陳情第25号「女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情、請願・陳情第26号「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情書、請願・陳情第27号「沢入川河岸における浸食破壊箇所に対する護岸工事等の請願書、請願・陳情第28号「沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情、以上、新規6件であります。その取扱いについて議会運営委員会に諮り、審議をした結果、請願・陳情第23号から第26号並びに請願・陳情第28号については、参考配付とすることにしました。また、請願・陳情第27号「沢入川河岸における浸食破壊箇所に対する護岸工事等の請願書につきましても、会議規則第92条の規定により、請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

本日の定例会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。
事務局長 朗読いたします。

最初に、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振

興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。農業振興課長兼林業振興課長、農業委員会事務局長、菊池輝昌。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高橋光世。上下水道課長、小林英介。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長　ここで町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長　皆様おはようございます。6月定例会、よろしく願いいたします。

それでは、私から3項目について行政報告を申し上げます。

最初に、議会の議決を得た請負契約の変更について、その額が議会の委任による長の専決処分事項の指定第1項に定める範囲内であったことから、専決処分を行ったので、その内容について報告いたします。

令和3年6月11日に議会の議決をいただいた湯田庁舎耐震改修等工事についてであります。請負金額に96万300円を増額し、5億2,215万3,500円に変更したものです。

変更の主な内容は、工事内容等の精査により、県防災無線設備配線移設工事及び照明器具工事を追加したことによる変更であります。請負変更契約の締結及び専決処分は、令和4年5月12日に行っております。

次に、議会の議決を得た請負契約ですが、契約金額に増減がなく、議会の議決事項とならない工期のみの変更について変更契約を締結したので、その内容について報告いたします。

令和3年8月6日に議決をいただいた若者単身者用住宅建築工事についてですが、令和4年

3月議会において繰越しの議決をいただき、令和4年3月25日に工期を令和4年8月19日まで延長する変更契約を締結しております。

続いて、公用車の事故など5件に伴う損害賠償に関わる専決処分について報告いたします。

1件目は、令和3年12月28日、雫石町西安庭地内において公用車が走行中、雪でハンドルを取られ道路標識に接触し、道路標識を損壊したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は23万6,500円となり、全額を保険金により支払うものであります。

2件目は、本年2月3日、川尻地内において、大型ダンプが排雪作業中横滑りし、民家に接触したことにより、当該民家の窓ガラス及びアルミの手すり等を損傷した損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は20万9,814円となり、全額を保険金により支払うものであります。

3件目は、令和3年12月6日、大野地内において、公用車が丁字路を右折しようとした際、周囲の注意確認を怠り、右から走行してきた乗用車と接触し、当該乗用車が全損したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は56万6,790円となり、全額を保険金により支払うものであります。

4件目は、本年2月18日、沢内庁舎駐車場に駐車していた乗用車2台に、開発総合センターの屋根に積雪した雪が落雪したことによる車両の損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。車両損害事故に伴う町の損害賠償金額は60万7,864円となり、全額を保険金により支払うものであります。

5件目は、本年2月26日、川尻地内において、

除雪ダンプが排雪作業中電柱ケーブルに接触し、電柱ケーブルを切断した損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は1万3,783円となり、全額を保険金により支払うものであります。

詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので省かせていただきますが、公用車の運行に当たっては、安全確認を徹底するなどの注意を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種及び感染症への対応について報告いたします。3回目のワクチン接種については、町内の医療機関の先生方のご協力をいただき、5月末時点で対象者の約9割の方が接種を終えている状況にあります。

また、5歳から11歳までの小児への1回目及び2回目のワクチン接種については、5月23日で接種を終えております。4回目のワクチン接種については、3回目のワクチン接種から5か月以上経過した方が対象となり、7月上旬から医療従事者、高齢者施設入所者などの接種を始める予定です。また、60歳以上の方々などについては、個別接種、集団接種の接種体制の協議を進めており、町民の皆様には詳細が決まり次第、順次情報提供してまいります。

また、町民の皆様には、日頃から感染対策の実施や、慎重かつ冷静な行動に心がけていただいていることに感謝申し上げます。町内において感染症患者が増加した際には、感染予防対策の取組について、町長メッセージやチラシを作成し、ご協力をお願いしたところです。事業所や町民の皆様から感染予防対策のご協力をいただき、早期に感染拡大を抑え込むことができました。重ねて感謝申し上げます。

5月中旬から全国の新規感染者数は減少傾向にあり、岩手県では1月23日に発出していた岩手緊急事態宣言を5月30日付で解除しておりま

す。感染者数の減少、岩手緊急事態宣言の解除などの状況を踏まえ、町では感染対策をしっかり行い、行事等の開催に取り組んでまいります。町民の皆様におかれましても、場面に応じたマスク着用など、感染対策を行いながら、地域活動、経済活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

私から、以上3項目についての行政報告であります。どうぞよろしくようお願いいたします。

議長 これでは諸報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らします。時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

登壇の順序は、開会に先立ち抽せんを行い決定しております。その順序に従い質問を許します。

最初に、登壇順1番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 おはようございます。6月定例会一般質問、トップバッターであります刈田敏です。よろしくお話ししたいと思います。

早速質問に入ります。今回は、3点について通告しております。1番目として、景観形成について、2番目について地域安全克雪方針について、3番目については中学校の部活動についてお伺いしたいと思います。

初めに、景観形成についてということで質問したいと思います。内記町長は、西和賀らしい景観、風景をつくり上げたいと施政方針等で話されているが、具体的にはどのようなことを目指し、進めようとしているのか伺います。お願いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

私は、町長選立候補に当たり、公約として、その中でも景観形成等について掲げさせていただいております。

景観形成につきましては、私職員時代からのテーマとしておりました。やはり町に来ていただく方をはじめ、農業をする等生産活動等において、その周りの風景が整っているということは、生活の質の向上を図っていく上で非常に重要なことであるというふうに考えております。

そうした中で、西和賀が持っております四季、あるいはいろいろな河川等、山等、あるいはダム等の景観要素に磨きをかけていくことによって、西和賀らしい景観をつくっていくということが地域振興にとって非常に大事であるという考えの下に臨んでいるところでございます。

議長 刈田敏君。

1 番 今の答弁に対して再質問いたしますけれども、要旨としては町に来る人たち、そしてあとは農業等、やはりこの町の景観を何とかいいものに、美しいものにしながら、そういう施策をやっていくということだと思えます。

次に入りますけれども、それでは現時点において、この問題点として捉えている実態についてはどのように捉えているのか、お伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

まずは、町として景観形成の必要性と方策について明らかにしていく必要があると考えております。具体的には、基本方針をつくらなければならないと考えております。その策定過程において、景観形成の必要性、町の現状、基本的な考え方や望ましい景観とは何か、それを実現するための取組方法などを明らかにするとともに、町民の皆様と目指すものを共有できるようにする必要がありますと考えております。

私は、公約の一つとして景観形成を掲げております。先ほども申し上げたところでございま

す。そして、現在町長の職をいただき、その立場で改めて町の景観を見直したときに、もともと備わっている景観としてのすばらしい要素をいかに引き出せるかが大事であると感じております。そうした視点で見た場合、使われなくなった人工物、特に壊れかかっている人工物をいかに整理していくか、いけるのか、これは大きな課題の一つであると捉えております。

現状の法律や整理のための財源をどうするか、国や県の対策との兼ね合いなどを配慮しつつ、進めていかなければならないものと考えております。整理整頓をしつつ、西和賀の景観に必要なものを整え、構築していくことが肝要であると考えております。加えまして、土地利用計画も景観形成に当たっては必要な要素であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 番 持続可能なまちづくりには、やはり町のこだわりが重要になってくると思います。今回の質問では、町長が描き話されたことがやっぱり必要になっていることであり、そのことにより、住民、そして思いを同じくする人たちがこの地に住み続けられるのだと思います。

しかし、現実には多くの点でまだまだ解決していかなければならない点があるということで話いただきましたけれども、土地利用についてはどのようなことを、分かりやすく、どのような跡地利用の在り方というものについて、少々説明いただければと思います。

議長 内記町長。

町長 土地利用について広範な、非常に大きな課題、問題を含んでいると思います。農業面ですと、いかに土地を集積する、どういうふうに高度に使っていくかということがあると思いますし、商工関係におきましても、そのとおりな部分があると思います。そして、国においても非常に重要な問題だと思います。例えば東日本大震災の折に、住居を移すための住宅開

発をすると、そういうときに、土地はあってもいろいろな権利関係等があつて、なかなか現実的に土地を利用できないというような状況もございました。

かつてというか、今もそうだと思いますけれども、道路を通すなどにおきましても、なかなかそういうような問題が関わってくるということに鑑みますと、やはり土地の利用の在り方ということが、その地域の在り方に非常に大きく関わってくると。まして景観にもそのとおりであるということで、大きなテーマとしております。そのための、国のほうでも種々法律を整備しておりますけれども、そこをなかなか統合してやると、国のほうでは都市計画であったり、農用地利用計画であったり、いろいろな個別の具体的な法律、制度は出てきますけれども、それを統合して地域でどういうふうにやっていくのだということをやっていく役割というのは、各市町村、町にあるというふうに考えております。

そういう点で町が主導して、どうのように町土を使っていくのだというような基本的考えと、さらにちょっと時間はかかるように思いますけれども、個別にその土地をどういうふうに使っていくのだという、各地図に落としていくような、そういう作業の積み重ねによって、土地利用計画をつくっていく役割が本来町にあるのだという思いでおります。そういうことを踏まえて、土地利用計画というものを、ちょっと長期的課題になると思いますが、ぜひ取り組んでいかなければならない大きな課題であるというふうに捉えております。

議長 刈田敏君。

1 番 土地利用については、町が行うことだということでありました。

それでは、これまでの問題点等あります。幅も広いし、複雑な要因もある中で、今現在考えている施策についてどのようなことがあるのか、その辺をお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

景観での話ということでお答えさせていただきます。景観は、単に見た目を整えることだけではなくてと申し上げたところでございますけれども、町民の方々の暮らしや産業がしっかりしていることが大事であります。行政全般の取組が景観形成の礎となるものであり、町の施策全般が景観形成につながるものと考えております。

その中でも、農村の景観形成につながる日本型直接支払制度による取組、森林の整備、空き家など利用できなくなった建物対策を含む建築物に関わる対策、道路や鉄道などの交通基盤整備、河川やダム整備などは重要な取組であります。こうした取組をしっかり進めていかなければならないということでございます。

加えまして、第二次西和賀町観光振興計画でも分析され、課題として独自性と容易性を兼ね備えた観光資源が少ないとし、気軽に行ける景勝地がない、季節ごとでどこへ行ったらよいか分からない等の課題提起もなされております。

これらを考えたときに、西和賀町を象徴するものが必要ではないかと考えております。それが建物であるか、自然物であるか、その他の人工物なのか検討をし、具現化することも景観の一大要素であると構想しているところでございます。

議長 刈田敏君。

1 番 具体的には、施策については今後順次やっていくというような感じで捉えましたけれども、現状見る限り、かなりいろいろな面で、美しさを損なうような物件も出てくるわけで、やはりこの点については早急に対応していかなければならないのかなということもあります。

ちなみに、関連していることで質問しますが、例を挙げるとリゾート施設とか発電施設などですが、これについての町としての制限といたしますか、そういうことについては、何ら

か条例についてはないと思いますけれども、制限できるものなのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

西和賀では特段今問題になっていないかと思えますけれども、ほかの例でいきますと、今お話ありましたように、再生可能エネルギーというようなことで、太陽光発電等によりまして、大規模な森林の開発が行われ、治山上種々問題が出たりということがあって、その在り方というのは問われている、それはまさに土地利用の仕方であったり、開発の在り方ということに関わると思えます。

以前、合併前からの話になりますけれども、大規模リゾート開発構想があって、無秩序な開発が行われるのではないかというようなことがあった事例がございました。そういうことを受けて、両町村で開発のための事前の届出とか、あるいは森林におきましては、1ヘクタール以上の開発についての制限等、種々の網はかかっております。そういうものをしっかり運用させていただければ、相当な制限が、無秩序な開発に対する抑制はできる状況にあるというふうに認識しております。

ただ、その場合に、町がやはりそこをどういうふうに考えるのか。例えば再生可能エネルギーをどういうふうに進めよう、あるいは一方で自然との折り合いをどうつけるのだといった場合に、土地利用を含めて、町の考え方というのがいろいろな規制等をする場合のよりどころになると思いますので、その辺はやはりしっかり見据えながら対応していきたいと、いかなければならない事項だというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1番 土地利用の方面からいうと、やはり制限はある程度はできるということでありませうけれども、非常に今後こういう西和賀にとっても様々なものが出てくるのかなと思っております。

そういう点で、やっぱりそれを抑制というわけではありませうけれども、具体的に町にとってその方がいいのか悪いのかということをしつかり議論できるような、そういう形の中で、景観条例というものも必要になってくるのではないかと思うのですけれども、そのような考えは持っておられるのか、お伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

ご質問いただきましたとおり、必要があるというふうに考えております。条例設置は、政策展開のよりどころとなるものであると考えております。その条例により、町民運動として景観形成を行っていききたいという考えも持っております。

景観形成は、時間をかけて行っていくべきものであり、暮らし方や産業構造の変化などに合わせながら、取り組んでいくべきものであると考えております。こうした長期的な視点、時間を要するものであるからこそ、そういう安定したよりどころとして、条例が必要であると考えているところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 やはり景観条例というものも、ぜひとも早期にこれはつくっていただければと思います。やはり西和賀町は、景観というのがすばらしい、その中で皆さんが気持ちよく、そして生活していく基盤ができているのだと思います。そこにちょっと目を疑うようなものがあるとすれば、それは自分たち、町民自体でなくても、ほかから来た人たちも、やはりその点はしかと見ていられるのだと思いますので、その辺を何とかクリアできるような条例の制定をお願いしたいと思っております。

それでは、景観に関してはいろいろなものも含めて、時間がかかるのだろうとは思いますが、現時点でやっぱり大変な状況のところもありますので、今後の取組についての進め方はどのようにお考えになっているのか、お伺

いたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

景観条例をつくるための土台となる基本方針づくりのため、庁内横断の組織を立ち上げ、現状の把握や情報収集、課題整理などに取り組み、町民の皆様からの意見や考え方を反映させた上で、基本方針を策定してまいりたいと考えております。

なお、景観形成につきましては、岩手県におきましては平成5年に岩手の景観の保全と創造に関する条例を制定、国では平成16年に景観法を制定しております。

こうした国、県の法的な裏打ちを基に方針をつくっていきたいと考えておりますが、このような県や国の施策に対応した形で、旧湯田町、旧沢内村におきましても、景観形成に関わる取組をしてきた経過がございます。旧沢内村におきましては、景観形成基本方針を策定しております。ご参考に後でというか、御覧いただければ、今かなり抽象的な表現で分かりづらい点多々あったかと思っておりますけれども、そちらのほうに具体的な、例えばこういう看板だと見にくいとか、こういう看板にしたほうがいいのか、事例を、写真を示しながら策定した経緯もございますし、旧湯田町におきましては、まさにそういうサインについて、こうあるべきだというような計画をつくった経過もございます。

さらには、平成30年には、ご承知のところと思っておりますけれども、西和賀町観光サインガイドラインが策定されております。そのガイドラインでは、ここでも西和賀町らしさということで、西和賀町のアイデンティティーと表記されておりましたが、そのイメージを遡及し、地域ブランド力を高めるということが提示されております。

そういうようなことも含め、景観形成に係る課題や知見も、そういう点では相当を積み重ねてきたものがあると思っております。その辺を再認識

し、再確認しながら、その成果を生かして取組を進めていきたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1番 景観形成についての基本方針をつくっていきたいということでありました。それについては、これまで両町村ではいろいろな面で進めてきているものもあるということですので、それを引き続きやりながらいくと、早急にはできるような気がします。何とか条例等もやりながら、やはりよりどころは、ここに住む人たちの気持ちをどう西和賀町に向かせるかということが非常に重要なポイントとなると思っておりますので、この条例については、進めていただきたいと思います。思っております。

では、次の質問に移りたいと思っております。次の質問は、地域安全克雪方針についてであります。町としての除雪対策の基本となる地域安全克雪方針を令和4年度中に作成し、対策を進めたいとしているが、今後の取組について伺います。除雪に対する克雪方針の考え方を伺いたいと思います。

議長 内記町長。

町長 方針等につきましては、担当課長から答弁します。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。それでは、私のほうからお答えいたします。

ご質問の地域安全克雪方針は、国の補正予算による豪雪対策交付金事業として今年度実施するものです。高齢者世帯を含む除雪については、大きな支障が出ないように持ちこたえている状況にありますが、様々な課題を抱えていることも事実であり、課題解決に向けた雪対策の強化が必要と考えております。そのためには、これまでの取組成果や課題を踏まえ、役場、地域、個人の役割分担を整理し、将来を見据えた形でそれぞれの役割やできることを検討する必要があります。

克雪方針は、積雪が多く、人口減少、少子高

齢化が進展し、その結果、除排雪作業中の人命に関わる事故等が高齢者を中心に急増している豪雪地帯において、民地の除排雪作業時の死傷事故の防止のために地域ぐるみで行う自立を見据えた戦略とすることが、国交付金事業の要件とされております。

岩手県で唯一全域が特別豪雪地帯に指定される本町では、安心安全な町民生活を保障していく上で、除雪対策は極めて優先度が高い施策であることから、克雪方針の検討に当たっては、国要件に加え、地域除雪の支援体制や施策も検討して、克雪方針に盛り込むこととしております。町の施策についても、他の自治体の取組事例との比較検討を行った上で、除雪対策の基本となるこの方針に位置づけ、雪対策を強化していきたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金、令和4年度出てくるわけですけれども、それを柱として進めていくのだらうと思っておりますけれども、やはり除雪等に関しては様々な要因がある、それを盛り込んでいくというスタンスだと思うのですが、やはり町民からは様々な意見等が出てくると思うのですが、盛り込む上で一旦整理していくようなことも必要だと思いますけれども、そこにはやはり住民としての意見等もかなり出てくると思うのですが、その辺は町民の皆さんからも伺いながら、こういうのを進めていくのだらうと思っておりますけれども、その辺について具体的な進め方がもしあるとすればお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 克雪方針の作成までの流れということによろしいでしょうか。

克雪方針作成までの流れについてご説明いたします。国のガイドラインでは、地域における死亡事故の防止に向け、市町村が地域住民をはじめとする地域の関係者と地域の現状や将来見込み等の認識を共有した上で、自立的で安全な

地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための各主体の取組を定めることとされております。したがって、克雪方針作成の流れといたしましては、第1に現状把握を行い、続いて将来見込みの作成と課題の整理を行い、地域住民を交えた将来構想の検討をしていくこととなると考えております。

現状の把握では、除排雪作業に関する事故状況、要援護世帯の状況や除排雪に要するコストなどの基礎情報を整備し、住宅の状況や共助組織、除排雪事業者の体制などの聞き取り調査を考えています。

将来見込みの作成と課題整理では、現状把握で整理した内容について5年後、10年後の推移を予測し、現状及び将来見込みに基づく将来の地域の課題を整理することとなります。

地域の将来構想の検討では、集落支援センターを中心として、地域の意見交換を行いながら進めたいと考えております。また、町内でも既に地区独自事業や、中山間集落機能強化や介護サロン活動などのモデル的な取組があることから、これらを含めた地域の各主体と現状、将来見込み及び課題を共有した上で、各主体の意見も踏まえながら、将来の地域のあるべき姿を検討できればと考えております。地域のあるべき姿の検討を踏まえ、地域のルールや町施策の在り方も検討し、克雪方針としてまとめ、雪対策の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 これからの進め方ということで、進めていくわけですけれども、これ幅が非常に広いと思うのです。生活道路、空き家、それから除雪ボランティアから産業、観光、農業、林業、全てにおいて関連していくのだらうと思うのですが、最終的にはやはりきちっとした窓口というのが欲しいのだと思うのですが、その点についてはどのように進めていこうとしているのか、お伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

この雪対策については、私も西和賀においては非常に大きな課題であるというふうに捉え、それを何とかしていかなければいけないという思いで職に就いているところでございます。その思いを持っていたところに国のほうのこういう事業がありまして、それに合わせる形で、そういう課題解決に向けた指針づくりということで、今回計画の策定に取り組みさせていただきたいということで、お願いしているところでございます。

それで、今ご指摘のように、やはり除雪あるいは雪とともに生活していく問題につきましては、単に冬場の除雪体制を整えるということにとどまらずに、1年間を通じて雪について考え、対策を練るという部署というか、担当というか、そういうものが必要であるという考えがあり、それを示させていただいてきたところでございます。今回の計画策定を踏まえて、それがどういう形で組織内にあることが望ましいか、あるいは現実的に人とか予算の関係もございまして、どういう形で置けるのかということをもとめさせていただきたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1番 西和賀は、何といたっても雪というものがやはりかなりのネックになっています。そこを少しでも回避していくことで、やっぱり住民の気持ちは変わっていくのだらうと思います。雪があるからここには住めないでなくて、そこを切り替えるような、そういう窓口というか、受皿というか、そういう施策をやりながら、最終的にはやっぱりそれでも頑張っていくのだというぐらいの、そういうきちっとした、課を設定まではいかないにしろ、そういう協議をしながら、何とかこの雪を克服するための対策を進めて、それも早めに進めていただければと思います。

それでは、次に移りたいと思います。中学校の部活動についてお伺いいたします。中学校の部活動について、スポーツ庁が2022年4月に、運動部活動の地域移行に関する提言案を公表しました。その後またちょっと変わったようですけども、その内容と本県における中学校部活動の状況、今後についての考え方をお伺いいたします。

議長 教育長。

教育長 中学校の部活動についてお答えいたします。

まず初めに、提言案の内容について説明させていただきます。公立中学校の運動部活動改革を検討するスポーツ庁の有識者会議は5月31日、2025年、令和7年度末になりますけれども、を目標に、休日の部活動指導を地域のスポーツクラブやスポーツ少年団、それから民間業者等を想定した地域移行をすべきという検討会議の提言を了承しております。

少子化の進展に加えて、教員の長時間労働解消が課題であり、今後は学校単位での活動が困難になるということが見込まれているためのものであります。指導者や練習場所が確保しやすいため、休日からはじめ、問題点を検証しながら、将来的には平日の活動に結びつけていこうとするものです。学校はもちろんですけれども、県教委、県内市町村等の連携をしながら取り組んでいかなければならない大きな課題、変革期であると捉えているところであります。

次に、本町における中学校部活の状況についてですが、湯田中学校は野球、バレーボール、卓球、ソフトテニスの4つの部です。また、沢内中学校におかれましては、野球、バドミントン、ソフトボール、柔道部の4つの部があり、そのほか特設で、両校ともスキー、陸上、駅伝などが設けられている現状であります。

この地域移行を視野に入れての取組であると認識している、国庫補助事業である部活動指導員配置事業を本町においても今年度から導入し

ており、湯田中学校ではソフトテニスに1名、沢内中学校においてはソフトボールに1名、部活動指導員を配置してスタートしている現状にあります。

今後の考え方についてですが、地域移行の大きな課題は、受皿になる団体、指導者の確保、そして指導者への活動費用等をどう対応していくかということになるかと思われています。現在ですが、中学校と意見交換をしているところですが、西和賀地域の現状を踏まえると、部活動指導員の配置を拡充して対応、そして保護者や現在指導されている方々にも積極的にスポーツ指導者研修を受講していただき、核となる人材の確保を図っていくことが現実的であると捉えております。今後も関係スポーツ団体等の意見を踏まえながら検討を進め、体制整備に取り組んでまいりたいと考えているところです。

もう一つの課題である費用面においては、国も自治体を支援する事業を考えている方針としてありますので、その内容を踏まえて検討してまいりたいと思っております。いずれ中学校の皆さんにとって、持続可能な部活動体制整備はとても重要なことであると認識しておりますので、地域格差が生じることのないように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 いわゆる指導者を育てながら、指導者にお願いしていくということで、特段その地域とつながるということでしょうけれども、それを重点的にやっていくということ。それから、費用に関しては今後いろいろ補助等を含めてやっていくということであるかと思えます。

部活動に関しては、今回指導員に関しては予算も入っているわけですが、やっぱりかなり大変な状況なのだろうと思います。今のところは、ボランティア的なことで指導されていることもあると思うのですが、その辺は確保していかなければならないという問題と、

あとはやっぱり中学校の部活というのは様々な面で影響というか、育てる上で文武両道とまで言われているように、きちっとした体制なので、このことは先生方が大変だということの流れがかなりあるのだろうと思うのですが、その辺も果たして指導者ができるのか。

それから、金銭的にはやっぱり保険等も絡んでくるのだろうと思いますけれども、非常に予算的なものが出てくると思います。現状のままの部活動で両校継続して、人数は置いといて、継続していけるものなのか、その辺はどのようにお考えですか。

議長 教育長。

教育長 部活動が生徒たちに及ぼす影響が非常に大きくて、今までの指導についても十分評価されているところです。

やはり課題となるところは、指導者が新しくなったときに行き過ぎた指導とか、いろんな面が課題になるということですが、J S P Oといって、日本スポーツ協会のほうで公認資格を取ることを今進めている最中です。技術的なことはもちろんですが、発達段階にある児童生徒の育成の面についての研修も含まれているということで、ここにそういう指導者を厚くしていく一つの手だてがあるのではないかと考えているところです。

現在も中学校とちょっとお話ししたところでしたが、保護者の協力もすごくありますし、現在のところ。それから、部活動指導員さんも一生懸命頑張ってくれていて、精神的にも、非認知能力的なところについてもご指導いただいているという報告をいただいておりますので、その点については今後もほかの自治体ともちょっと協力しながらやっていきたいなと思っております。

あと一点につきましてですが、まず費用面に関わっては、他の教育長さんたちともちょっと連携を取り合いました。ただ今のところ国のビジョンもはっきり分からないところだ

ので、現在進めている部活動指導員のところで自立を図っていくしかないなというふうなお話をしているところです。いずれ本町においても、そのところについては、いろいろと相談して検討して進めていきたいなと思っているところです。ちょっと答えになったかどうか分かりませんが、以上で説明を終わります。

議長 刈田敏君。

1 番 いずれ中学校のクラブ活動については実績も、ほかに比べるあれでないですけれども、やっぱりすばらしいものを持っていますし、中学校から高校に進学するための部活動のありようというのも、これもかなり大きいのだろうと思いますし、やっぱり指導する面でも、教育的指導とかいろいろな面で、あとは先輩後輩というか、本当にそういうクラブ活動の持っている重要さは、決してそのままいってもらわなければいけないので、その辺についてはやはり十分考慮しながら進めていっていただきたいと思います。

これによっては、やっぱり部活動が伸びていくか、ちょっと衰退するかということも出てくるのだと思います。それに応じて、やっぱりそこで学ぶことができなくなったりするということもかなり大きいのではないかなと思います。

それでは、今日はこの辺で終わりたいと思いますけれども、最後になりますけれども、今回の質問では、ウィズコロナという新時代に突入していくわけですけれども、我々がどのように対応していくのかということがやっぱり前提にあると思います。高齢化、人口減少にある西和賀町が持続していくためには、町長の話のように、景観形成も重要な位置は本当に占めているのだと思います。美しい景観は、潤いのある生活環境をつくり、住民の町に対する愛着、そしてここに住む意義、誇りを持つことをさらに高めていくものだろうと思っています。そういう点では、この町を我々自らが意識を持って活性化していく、とても重要なことだと思います

ので、何とか景観条例等きっちり進めていただきたいと思います。

それから、この西和賀に住んでいくためには、やっぱり克雪、雪をどう克服していくかというのがかなり重要になるわけで、この点もぜひとも進めていただきたいと思いますし、今町の仕事の多くは新型コロナウイルス感染症により、様々な場面で思いどおりの計画ができない状態にあると思います。また、町長としてもそのことでかなりの時間を費やしているのではないかと思います。

公約に掲げた施策について、計画的に、スピーディーに進めて、安心安全に生活できる環境をさらに進めていかなければと思いますので、まさに議論を重ね、目標達成のため力を発揮していただきたいと思います。議員の一人として、町民の皆さんの福祉向上に向け、協力していくことを申し上げまして、今日の質問は終わりますけれども、やはりこのコロナの不安感を一掃するような、新たなことを発信していただきたいと思います。

終わります。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順2番、高橋和子君の質問を許します。

高橋和子君。

4 番 高橋和子でございます。今回4点につきまして通告しておりますので、よろしく願い申し上げます。急に視力がちょっと落ちてきて、ちょっとつまづくこともあると思いますが、よろしく願いいたしたいと思います。

4点でございますが、1点はコロナ関連の質問をいたします。2点目は、ゼロ歳児保育について、3点目は小中学校の生理用品の配置につ

いて、最後は林業とまきストーブの関係についてお伺いしたいと思います。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

順次お伺いいたします。それでは、コロナ関連ですが、ちょうどコロナが町内で流行してきたあたりに我が家のひかり放送がちょっと聞こえなくなったりして、自分自身が十分情報を得られない期間がありまして、十分説明しているなどお思いになるかもしれませんが、改めてお伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

この順番どおりお願いします。①は、町内でも感染が拡大し、緊張が走ったと思いますけれども、その経過と対応、現時点の状況はどうなっているのかということで、最初にお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、担当課長から答弁いたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康福祉課から、新型コロナウイルス感染症への対応状況についてお答えします。

町内での新型コロナウイルス感染症の感染状況については、3月下旬に感染症の患者を確認し、4月には複数の事業所でのクラスターが発生しました。また、感染経路が不明な方も複数確認されました。

町では、新型コロナウイルス感染症対策幹事会や対策会議、庁議において、町内の感染状況を共有するとともに、町の対応策を協議し、幹事会の際にはさわうち病院長、総看護師長にも出席をいただき、感染対策に対する取組に対しアドバイスをいただくなど、連携を図ったところです。

また、町民や事業所からの相談への対応、事業所とは感染状況や情報共有を感染予防対策に対し、保健所やさわうち病院と連携して進めたところです。

町民の皆様には、町内の感染状況や感染予防

対策の取組を町長メッセージとして、告知放送やホームページへの掲載、感染予防対策の取組などのチラシを全戸配布し、感染予防対策にご協力をいただいたところです。

西和賀町社会福祉協議会さんと協議をしまして、濃厚接触者の方を対象とした買物支援事業を立ち上げ、4月14日から28日までの期間、西和賀町社会福祉協議会で実施していただきました。

現時点での感染状況については、4月下旬から新規感染者数が減少しまして、5月に入ってからには数名の感染者の患者を確認しておりますが、クラスターなど感染拡大にはつながっておりません。

議長 高橋和子君。

4番 この経過の中で、特に担当課として困難であったことはどういうことなのか、お伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康福祉課において、対応について困難ということはなかったかというご質問ですけれども、町内で感染が拡大した4月中は、中部保健所管内において1日に100名を超える新規感染者数が確認されている状況ということで、保健所での症状や行動歴などを聞き取りする疫学調査まで、保健所のほうが時間を要するということがありましたので、保健所から連絡が来ないという町民の方々、不安に思われた方々からの問合せに対して、健康福祉課でも相談に応じて対応することがありました。

その際感染症に対する相談なども寄せられたところです。その際に町で、健康福祉課のほうでお答えすることができないような、ちょっと困難な場合には、中部保健所にその都度問合せをしまして、中部保健所から回答をいただいて、町民の方にお返しをするという形で進めてきたところです。

議長 高橋和子君。

4番 役場が困難と同時に、今課長がおっしゃ

られたように、住民のほうの不安というのがすごくあったのではないかなというふうに思いますが、そういった点で、ちょっとこれからも参考にしながら、生かしていけるような事項というのがもしありましたら。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町民の方々から、例えば感染の疑いがあったりだとか、それから感染したというとき、それから濃厚接触者になったというときに、それぞれ不安になる要素がちょっといろいろとありますので、その都度不安に思われた際には健康福祉課のほうにお問合せいただければと思っております。

議長 高橋和子君。

4番 あと、先ほど保健所が1日100人というふうなことで、対応が、聞き取りが滞ったりしたのではないかなと思いますが、そういった点で大変だったと、そういうご様子なのですが、そういった保健所の関係で、もうちょっとこういう部分でお願いしたかったなというような点とか、あと検査したいのに、必要だなと町としては思うのに、それがなかなかやってもらえなかったとか、そういった具体的な話で何かありましたら。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えします。

中部保健所さんにつきましては、時間外についても電話で相談した際にはお答えをいただくような状況で、とても丁寧にお答えしていただいたところですので、保健所さんにこうしてほしいなというところの要望だとかということは特にもないですし、連携はすごくスムーズに行われてきたと思っております。

あと検査につきましては、感染が拡大したことによりまして、検査体制が若干当初と変わってきておりまして、濃厚接触者につきましては、これまで全ての方々が見られるような体制になっていたところですが、オミクロン株がどうしても軽症であったりだとか、それから

2日間たつとすぐ次の人にかかる、うつっているような状況もあって、感染が拡大していったというところもありますので、症状が出たときだけの検査ということになっておりましたので、できれば町とすれば、なるべく検査をしていたきたいというところもありますが、どうしても検査体制がなかなか取れないような状況もありましたので、そこは致し方ないなというところで思っているところです。

今回事業所のほうでのクラスターの際には、高齢者施設等につきましては、積極的に検査も対応していただいたところもありますので、その辺りについては保健所さんからもご協力いただいているというところで認識しております。

議長 高橋和子君。

4番 次に、さわうち病院との関連でどうだったのかなということで、お伺いしたいと思います。

さわうち病院としては、今回の新型コロナウイルスの対策について、どういった部分での対応をされてきたのか。ずっと前のほうから思い出していただいて、お願いします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、新型コロナウイルス感染症の対応について病院が担った部分というところでは、

まず、当然のことですけれども、医療機関として一般の発熱外来の方であるとか、あとは無症状濃厚接触者等のPCR検査や抗原検査、あとは陽性となった方のレントゲン検査等も中部保健所さんからの依頼により実施してきているところでもあります。

その検査で陽性になった方に対しては、家族や勤務先、あと学校等に至急連絡するようにお伝えして、拡大予防に努めてきたというところでは、そのほか、待機解除の際の助言であるとか、指導等も随時行ってきているというところになります。

あとコロナ関係ですと、ワクチン接種の部分

になりますけれども、その部分は、さわうち病院では集団接種の部分を実施してきておりますし、あとは町内の医療従事者、あとは高齢者施設、障害者施設の接種も実施してきているというところになります。

議長 高橋和子君。

4番 外のほうに立てている発熱外来でしたか、あれはどのように利用されたのかお伺いします。

議長 病院事務長。

病院事務長 院外に設置しております検査室という、簡易陰圧のPCR検査室という名前にしておりますが、その使用状況についてですけれども、発熱外来についてですが、発熱外来については、これまでドライブスルー方式で実施してきているところであります。院外の検査室については、ドライブスルー方式で対応できない方であったり、あとは濃厚接触者となった方等の検査等で使用しているというような状況になります。

今後についても、コロナウイルスに限らずに、様々な感染症に対応していくために、より安全な運用によって、適正かつ有効に活用していきたいというふうに考えております。

議長 高橋和子君。

4番 新型コロナ、型を変えながら、どこまで続くのかということがありますので、まだまだ油断はできないかと思えます。

それで、今ご答弁いただいたように、そういった経験を積み重ねて、これからまた、こころまくなかったなというところをやはりチェックしておいて、保健所との関連などもさらにスムーズにいくようにお願いしたいと思えます。

施設のクラスターが本当に心配だったと思えますが、そういったときの検査そのものは、保健所が施設にいらして病院と一緒になさったのか、病院のほうで検査してくださったのか、その辺ちょっと確認のためお伺いします。

議長 病院事務長。

病院事務長 保健所からの依頼の検査については、

さわうち病院のほうでは検体採取業務の委託、あとは実際に検査する場合の委託契約を締結しております。保健所の依頼があった場合にはその方々の名簿等情報をいただいて、院内のほうで検査をします。検体だけの採取の場合は、あと検体は保健所さんで持ってきてもらって、うちの病院で採取して、その後は保健所さんでまた持って行って検査をするというような流れになっております。現在は、うちの病院で検査結果まで出せるような契約を結んでいる状況になります。

議長 高橋和子君。

4番 さわうち病院で検査した場合の検査結果が分かるのは、どれぐらいの時間ですか。

議長 病院事務長。

病院事務長 PCR検査と、あと抗原検査、2種類実施しておりますが、PCR検査につきましては約1時間で結果が出ます。抗原検査につきましては、発熱等の症状がある方は抗原検査で検査しますので、約15分ぐらいで結果が出るということになっています。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。

次に、ワクチン接種は、先ほどもご説明ありましたが、計画どおりやれたのかなと思えますが、改めて接種と、それから副反応について把握されているかどうか、その辺お伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 ワクチン接種につきましては、3回目のワクチン接種を医療機関、高齢者施設などのご協力をいただきまして、計画どおり順調に進めることができております。3回目の対象者が5月いっぱい減少したということで、まず一旦5月末で3回目接種のほうを終了しているところになります。

これまで1回目、2回目など、ワクチン接種の機会を逃した方につきましては、4回目のワクチン接種でも接種ができるよということで、チラシのほうでお知らせをしていきたいと考え

ております。

そして、これまでの接種での副反応についてですけれども、3回目のワクチンにつきましても発熱や頭痛、倦怠感などの症状がありまして、医療機関を受診したり、相談をしているというようなお話も伺っておりますし、健康福祉課にお電話いただいた際には、保健師が副反応への相談を受けているところになります。その方々によって症状の出方が異なっているようで、1回目に強く出た方がいたり、1回目、2回目なくても3回目に強く副反応が出た方もいらっしゃるようですので、かなり個々でまちまちだなというところで把握しているところになります。

議長 高橋和子君。

4番 副反応が出た方は、どれぐらいの頻度になっているのか。それから、症状として病院を受診された方というのは、ちょっと症状が強い方だと思うのですが、そういった方の人数とか把握されているかと思いますが、その辺お知らせください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 副反応についての頻度につきましては、こちらでは健康調査ということでアンケート等の調査を行っていなかったり、それからあと報告を受けるようなことはしていなかったもので、申し訳ありませんが、頻度につきましてはお答えすることの資料を持ち合わせておりませんし、あと病院の医療機関のほうにも実際の症状、具体的な症状につきましても、軽症の方でかかっている方もいれば、ちょっと熱が高めでかかっているという方もいらっしゃって、個々に応じてちょっと症状も異なるようだという情報までは受けておりますが、具体的に何人の方が受診をしたというところまでの調査もしていないという状況になっております。

議長 高橋和子君。

4番 ワクチン接種、本当にご苦労さまでした。大変だったろうなと思っておりますが、新しいウイルス、感染症なので、またワクチンをする、

そういうふうなこともあって、副反応があるから嫌だというふうなこともあり得るというような、非常にまだ新しいものなので、そういったデータを出しながら、次に備えるということをごひとも心がけていただきたいなと思っておりますので、ご多忙とは思いますが、非常に貴重な経験でもありましたので、その辺今後ともよろしくお願いしたいと思います。また型が変わって、どんなふうなものが出てくるか分かりませんが、それに備えることでもありますので、そういったワクチンというのは、一つの大きな予防の力になるわけですから、その辺りでぜひとも何とかデータを集積していただきたいなと思っております。1番目はこれで終わらせていただきたいと思っております。

次、ゼロ歳児保育が、これまでも2回ほど質問しておりますけれども、若い方々が、産後、乳児のときから仕事に就かなければならないという方が増えているのだと思っております。これ検討しますということでご答弁いただいておりますので、どういう検討をなされたのかということですし、それからこれまでご答弁の中で、なかなかいろいろ対応しなければならない面があったというふうなご答弁でしたので、その辺り。とにかくどこに乳児がいらっしゃるのか、西和賀が広いですので、対応も結構大変でないかなと思っております。

保育所ということで、これまではご答弁をいただいておりますが、その辺でご検討された中身についてご答弁をお願いいたします。

議長 柿崎教育長。

教育長 それでは、ゼロ歳児保育についてお答えさせていただきます。

ゼロ歳児保育を実施する場合、乳児を預かるための施設整備、それから職員体制等に課題がありますが、公立で行う場合、町の保育環境全体の在り方の検討も重要であると考えております。今まで民間での実施の可能性も含め、検討してきておるところですが、少子化の中で出生

数の状況を踏まえますと、民間経営の場合の採算性などに課題が挙げられているところです。

今後町の保育環境全体の在り方の検討には、まだ少し時間を要することではありますが、ゼロ歳児保育を実現するために、まず担当課、それから保育士等々、引き続き検討を進めてまいらなければならないのかなというふうに考えて、今進めているところです。

まず取りあえず、以上です。

議長 高橋和子君。

4番 民間も含めてご検討されたということですが、その辺り採算性が大変だというご答弁があります。確かにどこでやっても採算がいくようなものというのは、ちょっと言い方悪いですが、そういうことではないと思っております。

でも、民間のところもご検討されたということであれば、その辺りはどうだったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 教育長。

教育長 その際なのですが、検討の際ですが、子育て最中の方々にも参加していただき、いろんな意見を聞いてきたところです。やはり職場環境によって、環境が整っているところであれば、育児休業とか何かで対応できますけれども、やっぱり自営業の方々には苦しい状況にあるということでした。

まず、私たちのほうも新しい制度を検討しまして、現段階においては、さっきも保育所ということで、公立には3つの保育所がありますけれども、この後の質問にも関わってくると思いますが、どこに置いたらよりベターな状況なのだろうかとか、そういうところも含めて、あとそれから私立というか、民間の方々のところでも、もしやれるとしたならばということで検討していたところでしたので、まだ結論は出ていない状況ですが、とにかく今様々声を、情報を集めながら、必要な部分だろうと思っておりますので、今後検討していきたいというふうに思

っているところです。答えにならなかったかもしれないけれども、現状をお伝えしたところです。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 現状は検討中なのですが、やはり教育委員会が持っている課題のところを少し議会にも出していただければと思います。どういう困難さがあるって、例えば保育園を利用する場合はどうなのか、民間にお願いするとすれば、どういう課題があるのか。その辺りは検討されているのではないかなと思いますので、取りあえずそこでちょっと、あまり検討、検討という言葉だけ聞いても何があれなのか、ネックになるのか。その辺りちょっと出していただければと思います。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどの教育長の答弁とちょっと重なる部分ありますけれども、保育所で預かる場合ですけれども、乳児を預かるための施設整備改修の部分が課題となりますし、あとはやっぱり乳児を預かるための職員体制をしっかりとしないといけないところになるかと思っております。まず、赤ちゃんを預かることになりますので、しっかりとした職員体制は必要ですので、そういった部分が大きな課題になるかと思っております。

あとやっぱり、民間でと先ほどお話がありましたけれども、採算性の部分、やはりどうしても今の西和賀町で生まれてくるお子さん方の数を考えていくと、先ほども教育長からもありましたけれども、自営業の方とか、そういった方々がまずお困りになっていることだと思っておりますけれども、人数的には多い数ではないと思っております。実際1人預かると、委託措置費の収入が幾らあるという形の制度になりますので、民間でやった場合、人件費的な部分、管理費的な部分になると、やはりかなりの額になりますので、

そこで乳児1人、2人という預かりの部分では、収支バランスは取れないということになりますので、そこが一番大きな課題になろうかと思えます。いずれ施設整備、あと職員体制のところを詰めることが必要だと思っているところです。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 職員体制は、どういう職種が必要なのかというようなことも具体的に決まっているものですか。

議長 学務課長。

学務課長 乳児を預かるということで、看護師の設置が望まれています。望まれているというのは、義務、確実に置かなければならないということではないのですが、やはり乳児を預かることですので、設置が望ましいということになっておりますし、ほかの事例でも看護師さんを置いておりますので、やはり置くということが前提になろうかと思えます。ですので、保育士、看護師の設置が必要になってくるという状況になります。

議長 高橋和子君。

4番 保育士、看護師はあれなのですが、離乳食とかあるでしょう。

議長 学務課長。

学務課長 離乳食の対応ということで、調理師の対応も必要になってくることになります。外部発注という部分も方法にはあるのですが、西和賀町で考えた場合、ちょっと外部発注は厳しいと思えますので、もし民間でやるとなった場合は、調理師というか、調理の部分も対応しなければならぬということになろうかと思えます。

議長 高橋和子君。

4番 民間でも公的でも、そういった職種は必要だということですね。それを民間にお願いして、民間が採算取れてやれるのかどうかというあたりは、役場としては不安な面というか、だろーと思えますが、ただ公的にやろうとした

ら、今のところを検討した中では、こんなに広いあれですから、保育園と保育所とあるわけなのですけれども、その辺どのように検討されましたか。

議長 学務課長。

学務課長 繰り返しの答弁になってしまいますけれども、そういった民間の部分の可能性も含めて、まず協議をしてきたというところで、今後の方向性については、ちょっと確定している段階ではないですので、今確実なところはお答弁申し上げることは難しいですけれども、民間での可能性も含めて、今協議をしたというところでは。

議長 高橋和子君。

4番 もちろん決まってから言われたって困ります。大事なこと、やっぱり町民としても、言わなければならない場合もあります。決まる前に、議論は我々も参加したいと思えますので。

それで、公的にやる場合は、民間はそんなにいっぱい手挙げていないと思えます。1か所ぐらいかと思えますが、公的にやる場合に、湯田地域、沢内地域あるわけですので、そういった配慮とか、少しはそういった具体的なことで、結論出なくても、こういう相談をしていたとか、そういうようなこと、言えない。

議長 教育長。

教育長 議員のご指摘のとおり、体力のない乳児が長距離にわたって移動が可能なのかとか、家庭の環境によって送り迎えできる方がいるのかとかということで、やっぱり今公的には3つの施設がありますが、その中でどの位置がいいのだろうかという検討は、話し合いは出ておりましたし、それから湯田地区においても2つの保育施設があるわけですが、そこについても子供の出生数とかいろんなことを考慮しながら、どこ辺りがいいのかという検討はさせていただいているところではあります。そこまでのところで、結論はまだ出ていないところです。

議長 高橋和子君。

4番 例え湯田1か所、沢内地域1か所考えていますぐらいは言って、検討していますと、あるいは民間を真ん中に置いて、こっちとこっちと考えているとか、そういったほうがいいのかなというような意見も出たとか、そういったことで具体的に教えてもらわないと進まないのではないかなと思います。大変だ、大変だと何年も来ているわけですから、乳児は1年で1歳になってしまいますので、乳児保育の該当ではなくなるわけですから、小さい乳児を抱えたご家族が大変だということですので、そういった保護者なんかとも話し合っているとおっしゃいましたので、引き続き住民と一緒にご議論をされて、手を挙げておられる民間の人がいるとすれば、そういったところとも十分話をされて、方向づけを出していただければと思います。

ちょっと老婆心ながら申し上げるのですが、やはりこれはもうかるかもうからないかでやる仕事ではないですね。消防と同じように、保育所とか学校と同じように、こういった乳児保育もやらなければならないわけですから、例えば民間でやるにしても、一定の運営を続けていくような予算化を、やはり町としても考えなければ、これは進まないと思います。民間丸投げでやれるような事業ではありませんので、その辺はご検討されるときにぜひとも、どういう支援をしながら、これを実現できるのかということ町としてきっちり話し合っ、方向性を決めていただければと思います。老婆心ながら申し上げます。

終わりました、何分になりましたか。まだ大丈夫ですね。

3番目に入っていきたいと思います。3番目に通告しておりますのは、小中学校の生理用品の点でございます。これは、どこの町村でも取り組んでおられるということでもあります。

ちょっと読みますが、小中学校の生理用品の配置について、県の教育委員会の調査結果によりますと、生理用品を置いている学校は、県内

全校のうち、小学校294校で99%、中学校は149校で99%となっております。当町では、この件について配置をどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

議長 教育長。

教育長 小中学校の生理用品の配置についてお答えしたいと思います。

本町の小中学校4校全てに生理用品は、保健室等を活用しながら配置されています。今年2月には、明治安田生命様のほうからも生理用品の贈呈を受け、4校に配置している状況です。

学校からは、この贈呈を含め、当分は大丈夫であるというお話をいただいておりますし、少なくなるのであれば、すぐにでも同様に購入したり、それから対応したいというふうなことは伝えております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 これは、どのように配置されているのかお伺いされていますか。どのように配置、子供に、児童生徒にいくときに、どういう配置の仕方をされているのか、お伺いしたいと思います。

議長 教育長。

教育長 何かあれば保健室に来てくださいということで、お話ししているところです。また、ある学校はトイレに常設したりして、そのリスクを、保健室に行くまでの壁も解消しているところはあります。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 今の話は本当大事なことです。私県教委の統計見てびっくりしたのですけれども、99%配置しているのです。ところが、教職員の手渡しによる提供というのが小学校で96%、中学校で92%なのです。それから、児童生徒が手に取りやすい場所に置いているというのが小学校5%、中学校13%。その中で、今教育長おっしゃったように、トイレに置いているのが僅か1%なのです。中学校で7%。何でそうなって

いるのかなと思います。保健室は小学校5%、中学校12%、これは非常に大きい問題だと私は思うのです。

ここ男性が多いから、それであまり実感は湧かないかもしれませんが、これは男性女性限らずに、重要な問題なのです。小学校の低学年から始まるお子さんもいらっしゃるし、中学校で初めて体験する方もいらっしゃるのです。その初めてのときに、すごく大変な思いをするわけです。いつ始まるか分からないわけですから。ですから、私はやっぱりきちんとトイレにトイレットペーパーのように置いて、そして誰にも気兼ねせずに使うという体制を取らないと、特に最初が肝腎で、最初がうんと不安なのです。

ですから、そういったところをしっかりと捉えて、必ずどの学校も女子トイレの中にしっかりとトイレットペーパーのように置くということを教育委員会にご指導いただきたいのです。大人になればどこだっていいし、心構えが十分できるからいいけれども、小学校3年、そんな感じで起きたら、どれだけ不安で、授業は何も手につかない。それと同時に、これはホルモンの変化なのですから、このホルモンが2つ入れ替わるのです。ですから、そのときの精神的な不調と身体的な苦しさがあるのです。

だからそれは、教育長を見ながらしゃべっているのですが、健康な女性であれば誰でも経験して通ることなのですが、やはり学校教育の中でこういうことがあるのだよと教えてもらっておいて、そして自分が、あっと思ったときにさっとトイレに行って、それを手当てできる。そういうことで、何の不安もなく授業に戻れると、それが非常に大事であって、そういった性教育と言いますけれども、男性も女性も身体の発達の教育はなさっていると思います。なさっているとしますので、そういったところを男子生徒もしっかり理解しておきながら、共に成長していく、そういうときのいたわりを子供のときからきちっと教えて、そして成長させていくと

いうことで、後々の男女共同参画につながっていくわけです。

それから、結婚したり、家庭生活で妻に対する温かさなんかも出てくるわけですから、非常に貴重なことなので、その辺はよろしくお願ひしたいのですが、いかがですか。

議長 教育長。

教育長 教育という立場から、性教育についてはもちろんそのとおりでと思いますし、併せて家庭のほうの教育も必要なのかなというふうに考えているところです。

実はそれだけではなくて、困っている、今ヤングケアラーとか、いろんな問題もあります。ちょっと私も調べてみましたけれども、生理用品とともに、今困っていることはないかというメッセージを置いている高等学校等もあるということで、なかなか自らお話ができない生徒にとっても、そういうところで救われる部分もあるかと思っておりますので、十分検討して、そして小中学校については、そのことについて指導できればと思っておりますので、貴重なご意見でした。ありがとうございました。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。そういうことで、よろしくお願ひします。

ヤングケアラーの話、今されましたけれども、これはここで通告しておりませんので、いないのかなと思いますが、その辺は教育委員会できっちり把握されて、あったら各関係団体で協議しながら救っていくということで、お願ひしたいと思います。

それでは、最後になります。

議長 和子さん、すみません。時間の関係があるので。

4番 はい、では後にしましょう。それでは、昼食後に最後のやつを。

議長 ただいま高橋和子君の質問の途中ではありますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午前 11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

午前中に引き続き、高橋和子君の一般質問を続けます。

高橋和子君。

4番 それでは、午前にも続きまして、4番目の質問についてご答弁をお願いいたします。

4番目は、林業とまきストーブの普及ということで、まきストーブの普及はどの程度進んでいるのかを、まず最初にお伺いしたいと思います。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、私のほうからお答えをしたいと思います。

平成29年度でございますけれども、林業振興課におきまして、まきストーブの普及調査を行いました。担当課でそれぞれ各戸回りながら、状況確認をしたということでございますけれども、調査対象数が当時1,943戸ということでございましたけれども、普及率は約20%であるというふうに推定をしたということでございます。台数といいますか、戸数にして400戸、400台ということになりますけれども、そういうような形で推定したということでございます。

この推定の意味なのですけれども、実際に入ってそのものを確認したということもありますけれども、入れない場合は外形的に煙突が立っていると、そういったことから恐らく使っているであろうという部分もありますので、それで推定という言い方をしております。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4番 平成29年度とおっしゃいましたので、そうするとその後は調査はしていないが、もし導入されていられれば分かりますか。推定の推定みたいになるかもしれませんが、その後どんな動きになっているのか、把握している範囲でお願いします。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 答えたいと思います。

その後なのですけれども、実際に調査を行っていないので、具体的な数は把握はしていませんけれども、ただ聞きますと、例えば高齢化で息子さん、娘さんが、火の扱いが不安なので、お父さん、お母さんにやめてくれということでやめたりですとか、あるいはまきの供給、この後も答弁するのですけれども、まきの調達が非常に大変だということで、やはり増えているというよりは、減少しているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 そうしますと、かなり力入れてまきストーブを普及しようということで、町民も町のそういった働きかけに対して応えようとして、導入されたご家庭もいらっしゃるわけなのですが、平成29年度以降は、まきストーブ導入に関しては、ちょっと手を抜いているということになりますか。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 答えします。

ちょっと私の言い方がそう聞こえたら申し訳ないのですけれども、まきストーブの普及促進、推進に関して、ちょっとお答えをしたいと思います。

これに関しては、西和賀町森林バイオマスエネルギー利用促進協議会というところがありますけれども、ここが中心となって行っているということでございます。具体的には、まきストーブを購入した全ての方に対して、割薪の進呈を行ったり、あるいは農業まつりがありますけれども、そこで展示されたまきストーブを購入された方を対象として、購入費の一部助成という形で推進しているということでございます。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4番 あんまりいい行政の態度ではないと思

ます。態度というのはおかしいけれども、やっぱり相当力を入れて、さっきのバイオマスもありますが、まきを普及、日本一だか世界一だかを目指してきたので、そうするとこれはそういったこともやめたということになるのでしょうか。そうすると、導入した人たちは、次のまきのところであれですが、もうやめるのですか。この辺で大変だから、もう終わりというふうなことです。

議長 内記町長。

町長 まきストーブに関しまして、私からお答えいたします。

まきストーブの利用については、森林バイオマスエネルギーの利用促進の柱ということで位置づけて、スタートした経緯がございます。森林バイオマスエネルギーは、今言っております地球温暖化とか二酸化炭素の関係とか、いろいろな面で再生可能エネルギーが注目されており、世の中ではますます期待されている分野であります。そういう点ではかなっている部分かと思えます。

一方、まきストーブを見ますと、まきストーブ自体は、実はというか、実態を申し上げますと、本当に100万円を超える高級な、高級といえますか、いろいろ素材から、二重煙突とか構造の違いによって高いものから、鉄板の二、三万円のものまでありまして、これについてどう使うかは、家庭における家の造りであったり、あるいはその方が煙突掃除できるという方から、なかなか大変だから少々お金を出しても入れるという方まで様々ございまして、このときにどのような支援をして普及するかという部分では、悩ましい点は実はあります。

単に高いところだけ注目してやると、かなりの補助率を上げてやればいいのかという点もあると思えますが、そうしますと、そういう自分の努力で比較的手頃なストーブでやっている部分と整合性をどうするのか、いろいろありますし、またまきストーブ自体理想的に使

うためには、家本体との兼ね合いで使っていたのが、より効率的だという点もございまして。そういうようなことを考えますと、なかなか単純に力を入れる、即予算をいっぱいつけてやるということにもならない。

また一方で、そんな急激に増やしていくというよりも、徐々に生活スタイルの変化の中で取り入れてもらうという気長な、本当に時間軸の長い取組でやっていく。それが森林の活用におきまして、森林は1年、2年で仕立てられるものではなくて、長い年月をかけてやっていく、それと付き合っていくというものですので、そういう点からしても息を長く、通常の事業よりも長い時間軸で評価していただければありがたいのではないかなという視点で取り組む思想を持っておりまして、そういう点ではもどかしい点もあると思えますけれども、そういう面を見ていただきたいと思えます。

一方、ちょっと私担当の頃の話を見せていただき恐縮ですけれども、世界一を掲げたときに、どうなれば世界一だということがあったと思えます。調べてみますと、日本で最も進んでいると言われる長野を見ましても、20%以下です。世界的にもまきストーブというよりも、世界を見ると集中的にまきボイラーとかチップボイラーとか使ってお湯を回して、地域熱暖房みたいな使い方をしていきますので、まきストーブが必ずしも中心ではないのですけれども、そういうところを見ましても、先進国と言われているところでも、20%を超えるとはぼいい線ということで、かなり実態としては本当に世界一に近いような状況になっているのではないかと判断もさせていただいております。そういう点では、ここまで来ましたので、気長に、しかし後退することなく、生活スタイルを考えながらやっていきたいと思っております。

ちょっと長くなって恐縮ですけれども、一方皆さんご存じかあれですけれども、薪炭共用林というのがありまして、国から安くまきを供給

していただけるというのがあって、これは非常に旧慣使用权といいまして、現在の法律ができる以前から、地域の実態に合わせたので国が特別に措置している制度です。これは、全国的にも西和賀が最も利用させていただいている利用形態です。こういうのも文化的な面で大事にしていきたいと、これがまさにまきストーブあつての話になりますので、そういう点をトータルしてやっていきたいと思っておりますので、そういう視点でぜひ評価していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 高橋和子君。

4番 20%だからいいかなと思ひますよね、そう言われてみると。しかしながら、さっき課長さんがおっしゃったように、減つてきている面もあるので、やっぱり実態というのは常に気をつけて、やっぱりこのレベル、20%のレベルを落とさないようにやらないと、ちょっとあれではないですか。言い訳にもならないのではないかなと思ひますし、やはりまきをたくというのは、実際我が家でもまきたいんですが、リフォームの助成いただいて、町の方針に協力をしようと思つて、結構いいストーブを入れて楽しんでおられますが、そういった高いのでなく、やはり普通の、これまでのストーブでまきを楽しんでおられるご家庭もたくさんあるということは分かります。

だけれども、今さっき課長おっしゃったように、まきそのものは重いのですよ。供給して燃やすというのが結構大変なところもあつて、そういう事情は出てくるかなと思ひます。でも、再生エネルギー、バイオマス絡みでやるとすれば、あまりいいかげんにやっていたら、やっぱり雲散霧消になってしまうのではないかなと思ひます。平成29年からのデータがないような状態では駄目で、毎年きちつと動向を把握して、町民の実態がどういう生活になっているのかをやっぱり把握して、必要なところに援助しながら、まきストーブを入れて、西和賀町らしい、

そういう暮らしをしてもらうというようなことでないかなと思ひますが、課長どうですか。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えしたいと思ひます。

令和4年度なのですけれども、国の事業で地域内エコシステム構築の実証事業というものに応募する予定なのですけれども、ちょっとそこで改めて今後の在り方ですとか、やはりご指摘の実態ですか、そういったものをしっかり把握して、どのように進めるかということを考えていきたいということで、今進めている段階でございませう。

以上でございませう。

議長 高橋和子君。

4番 課長、考えるのはいいけれども、実際やらさつていくというときには、どういふふうに町民に働きかけて、それを成し遂げていくかという具体策がないと駄目ではないかなと思ひますが、どうですか。どんなふうに、これから考えるということ。ちょっとあれば。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 申し訳ございませう。もうちょっと具体的な話ができれば大変いいかと思ひますのですけれども、ちょっと繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げた事業の中でしっかり実態を把握して、そして当然森林バイオマスの利用ということで、しっかり考えていきたいと思ひますので、すみませう、ちょっと答弁だったのですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 高橋和子君。

4番 私が聞きたいのは、実態を把握するときどういふ手だてで把握するかということです。それちょっと言つてみてください。実態を調査するのだけれども、誰にどのようにあれして、実態が反映できるように調査するのか、あると思ひますので、頭の中に。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 大変失礼しました。調査の方法で

すね。まず、当然アンケート調査ということもありますけれども、ちょっとアンケートを書いてきていない場合は、課の者が具体的にしっかり歩いて調査をするのですとか、基本的なことなのですから、そのような形で聞き取りと実態ということで、実情把握をしていきたいなということは、今現在思っていることでございます。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4番 アンケートをするにしても、足で歩いて調べるのもいいけれども、結構役場の皆さん方は忙しいです。そのときに、何とか住民のいろいろな形のシステムをお願いしながら、協力してもらいながらやるとか、そういったものもあるのではないかなと思いますので、実際やれる方法をぜひとも考えてやっていただきたいと思えます。

鐘が鳴ったので。まきが不足しているということ。何でもまきが不足しているのか、お願いします。

議長 内記町長。

町長 今購入しようとする場合に、なかなか手に入らないというような感触でしょうか、不足感というのは。

議長 高橋和子君。

4番 ストーブを設置している方々が、まきを頼んでいるのだけれども、森組にお願いしていると思うのですが、不足してまきが手に入らないから待ってくれというふうな状況がかなり広く蔓延しているようなので、その辺把握されているかどうか、お願いします。

議長 内記町長。

町長 どうも失礼しました。この間お聞きしましたら、確かに例年より遅れております。注文しても入ってくるのが遅れておりますし、新規も今のようなお話あると思えます。その背景に、いわゆるウッドショックがありまして、針葉樹のほうがかかなりの値上がりをして、伐採現場に

おきましては、針葉樹のほうに労力が向かっていて、なかなか広葉樹に回らないという状況で、市場でも調達できない。

あともう一つ、森林組合で昨年こういうようなところまで針葉樹が上がったりという予測をしかねているところがありまして、町内での調達を例年並みに考えていたというところに、こういう状態があつて遅れているということはお聞きしております。

議長 高橋和子君。

4番 森組のある方の話だと、今までもよその市町村からも買っていたということで、それも手に入らないということなのです。町内の供給というのはどんな感じ、町内で伐採して、町内で活用できるというのはどんな状況なのですか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

実は、以前広葉樹について森林組合は、市場調達が専らでしたというのは町外になります。それをそういうことではなくて、やっぱり町内で循環するのが本来再生エネルギーの在り方であろうということで、町内調達を高めていただく。そのためにモデル事業ということで、機械をリースして、広葉樹というのは針葉樹と違って、伐採班での作業工程というか、技術が違うので、針葉樹を切っている者に広葉樹を切れといってもすぐできるものではなくて、そういう技術的な蓄積も必要なもので、そういうための訓練などをしたような経過もございます。

それ以来は、徐々に町内も増えてきたのですが、先ほどのようなお話、このウッドショックの状況変化によって、ちょっと滞ってしまっているというような状況でございますというふうに認識しております。

議長 高橋和子君。

4番 いずれそういう事情が、ウッドショックははじめあるということではあります、やはり今ストーブを使っている方々が、この冬も使えるような手だてを早急に取っていただきたいと

思いますが、課長どうでしょうか。

議長 内記町長。

町長 すみません、私からで恐縮ですけれども、先ほどエコシステムの話にありましたけれども、あれでも検討させていただきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げました薪炭共用林というのがありまして、地元の人たちが国有林から安く木を供給すると、そういう昔からの権利を継続してきたというところがありまして、それがなかなか高齢化とあって、自分で行って山を切れなくなってきているという状況で、そちらのほうの資源があるという状況にあります。そこを何とか個人契約ではなくて、町としてトータルで使わせてもらうようなことができないかということで、今営林署、局のほうに相談を投げかけさせていただいているところです。

地域にある資源をそういう利用の仕方なためになかなか利用できないというところを改善というか、取組をさせていただいて、何とか調達の幅を広げていきたい。その辺で、またそういう森林組合なりが切り出すとか、そういう役割分担をしながら、調達に努めていきたいというふうに考えております。

議長 高橋和子君。

4番 やはり町内のストーブは町内のまきで燃やせるような手だてを何としても、知恵を寄せ集めて、努力してやっていただきたいと思っております。そのことをお願いして、終わりにしましょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

では、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いたします。

ここで1時30分まで休憩いたします。

午後 1時21分 休 憩

午後 1時30分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順3番、高橋輝彦君の質問を許します。

高橋輝彦君。

6番 皆さんこんにちは。大杓の高橋輝彦でございます。本日の最後ということになりますので、よろしくお願いいたします。

今回の質問は、6次産業の推進についてと行政事業の見直しについての2点でございます。初めに、6次産業の推進についてから質問してまいります。

先月5月10日、第8回西和賀町議会政策研究会におきまして、当局より農業振興政策の説明の中で、とりわけ6次産業の取組について時間が多く費やされました。6次産業は、産業全体の活力向上、雇用の拡大、所得の向上、関係人口と定住人口の拡大が目標であり、町の将来を大きく左右するというところでございますので、じっくり丁寧に説明されたことは当然のことです。

今回の質問は、この目標に対してどのように取り組めば、現実のものとして達成できるのか、より近づくことができるかという趣旨で質問させていただきます。①です。町内には、行政が産み落とした産物といえますか、組織、ユキノチカラプロジェクト協議会という6次産業に取り組む上で最先端を行く組織がございます。

実はおととい、13日でございますが、総会がございまして、今年で8年目を迎えられるということだそうです。今は町の狙いどおりといえますか、思いますけれども、しっかりと自立した形で活動されております。まだまだこれから力をつけて発展して、大きくなっていかれるものと思っておりますし、大いに期待される組織だろうと思っておりますが、町は現在この組織をどのように捉えておられるのか、まずは伺います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

ユキノチカラプロジェクトにつきましては、担当課長から答弁いたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えいたします。

ユキノチカラは、西和賀町の地方創生の取組として、国の交付金を活用しながら進めてきたものです。町では、これまでも山菜や乳製品などの地域資源を活用した6次産業化に取り組んでまいりましたが、こうした流れを踏まえて、商品を通じて地域の魅力を発信することを目指して、平成27年度にユキノチカラというブランドを立ち上げ、そのブランドコンセプトに沿った形で町内の事業者を支援しながら、商品開発を進めてまいりました。現在では、13事業所が参加し、47品目が開発されております。町内の店舗でお土産品として販売されているほか、一部の商品は盛岡駅や東京駅にある店舗でも人気商品として取り扱われております。

コロナ禍においても、中止となった雪あかりを各地で楽しんでもらいたいという思いから開発されましたおうちで雪あかりセットが、雪を地域の財産として活用し、交流人口の増加にもつながっていると高い評価を受け、ピンチをチャンスに結びつける取組として、全国の優れた商品を表彰するふるさと名品オブ・ザ・イヤーにおいて、グランプリとなる地方創生大賞を受賞しております。

平成31年度には、プロジェクト参加事業所を中心にユキノチカラプロジェクト協議会が立ち上げられ、事業者が主体となった活動が進められ、町では側面支援という形で関わっております。

先般の新聞報道でもご存じのとおり、今年度からは西和賀高校とユキノチカラが連携した魅力発見ラボの取組が始まっております。この取組は、高校生が地域ブランドと連携することで、地域資源を活用した商品開発や主体的な魅力の発信を行う取組であり、高校生の発想を生かした商品開発などの活動が期待できるほかにも、実践を通じて地域の魅力を学ぶことで、将来地域を担う人材の育成としても期待するものです。今後は、こうした取組の成果を広く発信することで、西和賀高校ならではの学びとして、県外

からの学生の募集にもつなげようとするものです。

このように、地域ブランドであるユキノチカラは、地域の魅力を分かりやすく伝える素材として、様々な分野との連携による相乗効果も期待されるものであり、関わる人の当事者意識の醸成にもつながり、様々な場面での活用が期待できるものです。今後もユキノチカラプロジェクト協議会の各分野と連携した活動を支援してまいりたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今ふるさと振興課長のほうからお話ありがとうございました。6次産業の観点からも、ぜひ農業振興課長の思いも、この点についてお伺いしたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、お答えしたいと思いません。

ユキノチカラにつきましては、農業分野においても有力なコンテンツであるというふうに考えているということでございます。西和賀町の産業間連携推進会議の中でも、町内で生産される農産物を町内で消費、流通ということで協議を進めているわけなのですけれども、今後西和賀町の販売ブランド戦略というものをどのように進めるかということを考える上でも、ユキノチカラのブランドというものは非常に大切なものだというふうに考えております。

産業間連携推進会議の委員のほうに、ユキノチカラの関係者の方をお願いするというので今進めておまして、その中でユキノチカラのブランド名の活用方法といったことも、具体的な議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 これからユキノチカラ協議会、そちらのほうとも協議して、活用していきたいのだというお話がありました。

これからする質問の答えを大体言っていたような、そんな感じもありますけれども、私の準備したものでまず進めさせていただきませうけれども、先ほどふるさと振興課長からも、西和賀高校との社会学習プログラムで魅力発見ラボというふうなお話がありました。この大きな事業の仕掛けを発案されたのは、恐らく教育長だったのかなというふうに思っておりますけれども、もしよろしければ教育長からも、同協議会と学校コラボレーションをさせた意味とか、将来を見据えた狙いだとか、そういうものを少しお聞きしておきたいなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

議長 教育長。

教育長 これに関わっては、先ほどお話ししたとおり、やっぱり県外募集でどういう関係人口をつくっていくかということで、西和賀の魅力を見つけられる場所ということで、役場の皆さんにアンケートを取りながら、その中で集まった中で、今現在行っている魅力発見ラボを行うに当たり、ユキノチカラさんが最も有力かなというふうに考えて、今進めているところです。

なぜかといいますと、総合的な学習というのは、もう保育所の段階から、例えば西和賀の土であり、風であり、産物でありという、とにかく手で触れる、それを言葉で表すのが今保育所の仕事にしております。小学校では、教科で学んだことを生かして、西和賀のこととか、また学んだことをどうプレゼンしていくか、発表していくかという学びをしています。中学校では、職場体験を通して、町の課題とかよさとかを出して、実際目で見たいものを編集し、プレゼンしています。

高校はとなったときに、やっぱり成人年齢が下がったことと併せて、生きると考えたときに、経済の面とか、そういうことまで学ばなければならぬだろうなというふうに思い、実はユキノチカラプロジェクトのほうでは、たくさんの方とコラボしています。県内のデザイナーであ

り、それから金融関係であり、それから町内の企業であり、観光であり、そういう方々が全部集められて、そして高校で学ぶことによって、本当に高校が探求的な活動をできる状況をユキノチカラは持っているなということで、つくる過程を通して、こういうふうなプロセスを通れば俺たちは生きていける、ここの地で生きていけるのだという学びに入っていけるような気がして、今それを着実に進めようと考えているところです。

ということで、やはりユキノチカラのよさというのは、多くの方々と連携を図っていて、そこにたくさん資源があると。それを高校生の学びに結びつけていくということで、非常な魅力があるというふうに認識しております。よろしいでしょうか。

議長 高橋輝彦君。

6番 今3者の方からご説明いただきました。やはり最終的な目標、狙いというのは、まずは西和賀高校の発展ということはもちろんでありますし、将来の町の人材育成なり、定住人口の確保というふうなことなのだろうというふうに理解いたしました。

現在地元の若者は、高校卒業するとほとんど町外に出られます。西和賀高校でこのような学習をすることは、必ず生徒たちにいい影響を与えてくれるものと思いますし、むしろ一度は町を出られることは非常にいいことなのかなというふうに思っておりますが、その中で何人かがUターン、Jターン、関係人口につながればなというふうな期待を持つことができます。

人材育成、定住人口の確保という観点からいえば、この魅力発見ラボは、まさしく6次産業の足がかりではないのかなというふうに認識いたしました。実際にこの発表会の日に、北上から通われている生徒さんからちょっとお話を聞くことができたのですけれども、実は西和賀に就職を希望しているのだということでした。既にそういうふうな芽は出てきているのだなとい

うふうに感激いたしました。私たちは、このような芽をたくさん芽吹かせられるような作業をしていかなければならないのだなというふうに思っております。

そこで、今回3年目の事業となるにしわが食材マルシェの説明を議会の政策研究会で重点的に伺ったわけですが、どうしても6次産業の目的、目標が、この事業によって達成されるだろうかというような、そういうイメージが得られませんでした。事業費も1,000万円を超えるものとなってきております。

にしわが食材マルシェ自体は町内向け、あるいは町外からの来町者を対象にするものとしては、非常にいい事業なのかなというふうに思いますけれども、しかしそこが最終目標では、町の6次産業発展のメイン事業にはなり得ないのではないのかなと思います。やはり市場を全国に広げて流出量を拡大して、西和賀は個人や事業主の所得を向上させて、安定した生活ができる場所だということなことを町民や町外の若者たちに認識してもらわなければならないのではないのかなというふうに思っております。そういう事業を求めているわけでありまして、そういうイメージが当局には描けているのかどうか、この事業が目標へと結びつく印象を私たちが持つて、そういう説明をちょっとお願いしたいなと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、お答えしたいと思います。

6次産業推進の大きな目標として、何度も繰り返しになりますけれども、町内で生産される農産物等を町内で消費、流通するということが掲げております。にしわが食材マルシェは、その実証事業として行っているということでございます。

6次産業推進の目標ということですが、3つありまして、1つ目としては、1次産業においては農産物の質の向上を図りながら、安定

した生産をいかに実現するかといった課題を明らかにするというところでございますし、2つ目として2次産業につきましても、年間を通じて町内産の製品を供給するための仕組みづくり、そのために必要な設備の整備の在り方について明らかにすること。そして3つ目として、3次の部分ですが、物流の仕組みづくりにおける課題及び町内旅館や飲食店などでの需要拡大に向けた課題を明らかにすることでありまして、最終的には産直等の販売施設の機能強化を進めていく際に、にしわが食材マルシェの事業で得られた知見を生かしながら進めていきたいと、そういった考え方で進めているということでございます。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 まず、今までと同じ説明であるわけですが、今言われた6次産業の目標とかは、お聞きしているとおり分かるのです。それが大事だと思っておりますし、それに向かっていかなければならないのだろうというふうに思いますけれども、それがにしわが食材マルシェとつながりが見えない。

食材マルシェは、さっき言ったように、あれはあれでいい事業だろうと思うのですが、1次産業の部分が食材マルシェの部分だと思っておりますけれども、2次産業、3次産業にどうつながっていくのか。定住人口とか関係人口の拡大、ある程度はあるのかもしれませんが、食材マルシェだけでは、今の説明の中では、そんなに広がっていかない。もっともっと広がっていくのだろうなというふうなイメージを持ちたいのです、私は。そういう説明がちょっと中が抜けてしまっていて、その部分、説明いただけますか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えをしたいと思います。

ちょっと中が抜けているということの部分、私のイメージと違う部分があるかもしれません

けれども、ちょっと繰り返しですとか、重なっている部分というのは多いかもしれませんけれども、今後産直等の販売施設の機能強化を進めると、道の駅の移設等も今話題になっているわけなのですけれども、そういったものを進めていくときに、非常に具体的に考えている部分があるので、要は生産の問題ですとか、当然卸ですとか、物を運んだり、あるいは管理、全体的な販売管理ですとか、そういったものの課題というものをやっぱり明らかにすると。

野菜に関して言えば、今まで西和賀は野菜産地ではなかったもので、初の試みということで、そういったシステムがほとんどないような状態ということなので、そこをいろんな課題ですとか、流れというものはつきりさせていって、将来的に道の駅の整備、いわゆる移設ですとか、あるいは産直等の整備ということを進める際に、知見を生かしてしっかりしたものができるようになるということで、そういった点で非常に派手さはないのですけれども、そういった課題を明らかにしたいという目的を持ってやっているということなので、いわゆる県外ですとか、大きく広げて売上げを幾らに伸ばすということではなくて、そこにつながるような課題を明らかにするために今行っているということでございます。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 今そういう課題の探求というようなお話がございました。課題はもう明らかになっているのではないですか。

それから、今課長の言葉尻を捉えて申し訳ないのですけれども、生産拡大だとか、そういう流通の拡大とかではないというふうなお話をいただいたかと思えますけれども、それでは若い人方とか事業主が、これで生活ができるというようなイメージを持ってないのではないですか。そこが私はずっと引っかかっているわけなのです。6次産業って、そこを突破しないと発展しないのではないですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 答えたいと思います。

ご指摘の点はそのとおりなのですが、やはりいろんなビジョンを掲げることは確かに大事なのですが、そこにつながるためにどんなことを、課題ですとか、ステップを踏んでいけばいいのかということも明らかにしたいということで行っているのです、ちょっとどこから手をかけていくか。多分大きなところに関しては、そんなに違わないと思うのですけれども、どこから手をかけて課題を解決するかという部分で、ちょっと見解の違いがあるのかなと私は受け止めているのですけれども。

当然このマルシェで若者が定住したり、あるいは訪れるということの課題解決を全てすることはできないかもしれないのですけれども、その方策を検討する際に、いろんな材料が提供できるのではないかと行っているのです、ちょっとその点で若干受け止め方が違っているのかと私は考えているのですけれども、すみません。

議長 高橋輝彦君。

6番 課長が、この食材マルシェでは6次産業を発展させることはできないのではないかなというような思いがあるうちはできないですよ。一番の課題は、課長の思いではないですか。これ堂々巡りなので、次の質問に行きます。

町は、6次産業を発展させるべく、新たに産業間連携組織を結成しまして、活動してこられました。この組織は、将来ユキノチカラプロジェクト協議会のように、自立した活動を目指すものなのかどうか伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、答えたいと思います。

西和賀町の産業間連携推進会議は、町内で生産される農産物を町内で消費、流通する取組を具体的に進めるに当たり、専門的な知識や技術をお持ちの方々から意見を伺うことを目的とし

て、令和2年度に設立したものです。

現在は、直売所や飲食施設に加工施設を加えた拠点施設を中心として、町内消費、流通をいかに図るかということを検討しているものであり、したがって独立した事業を行う組織ではありませんので、自立することは考えていないということでございます。

ユキノチカラにつきましても、有力なコンテンツであると、先ほど申し上げたとおりですが、認識をしております、西和賀町の販売ブランド戦略を進める上で、必要不可欠であると考えています。今年度から、産業間連携推進会議の委員にユキノチカラ関係者をお願いすることとしておりますが、産業間連携推進会議の中で、ユキノチカラのブランド名の活用方法などについても、具体的な議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 自立というようなことは考えていないのだということでもあります。そうすると、この産業間連携組織というのはずっと町が音頭を取って、どこまでやられるのでしょうか。そのめどというか、そういうのは考えていらっしゃるのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

答弁の中でもお答えしたのですが、いわゆる道の駅の移設ですとか、拠点施設ですか、そういったものの道筋といいますか、ある程度その姿が見えて、そして運営方策に一定のめどが立つまでということですので、ちょっとここで例えば5年とか10年ですとか申し上げることはできないのですが、目標として拠点施設の整備の在り方といいますか、そういったところにめどが立つまで、協議を重ねていきたいなといった考え方でいます。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 道の駅とか、そういうところのめどが立つまでというふうなことでございます。

先ほど答弁にもありましたけれども、ユキノチカラプロジェクト協議会の会員というのは、やはり産業間連携組織の会員の方が会員として重複しておられます。6次産業の発展を掲げて活動するときに、この両組織、産業間連携の協議の中にも、ユキノチカラプロジェクト協議会に入ってもらってやっていくのだというふうなお考えをお伺いしました。

私は、ユキノチカラ協議会が、町全体が潤って、活力に満ちたまちづくりを目指しておられる組織だろうというふうに感じております。決して自分たちだけの利益を追求するものではないということでありまして、なぜならそれは、持続的なものとはならない、最終的には誰のためにもなくなってしまうということを知っているからだろうというふうに思っております。

同協議会は、事務局、ブランドマネジャーと言われております方が中心となって、協議会発足10周年に向けて、さらに発展を遂げようと言われております。今こそ産業間連携組織も、逆にユキノチカラプロジェクト協議会のほうに同調して、先ほどとは逆の構図といいますか、そちらのほうに、ユキノチカラプロジェクトのほうに、逆に入っていくようなことのほうが私はいいのではないのかなというふうに思っておりますが、その辺どのようにお考えですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えをしたいと思います。

産業間連携推進のほうですけれども、文字どおり、いわゆる1次産業、2次産業、3次産業の連携を図るということ。その方策のために、そして町内で生産される農産物の町内消費、流通の拡大ということを目的として設置をしたわけなのですが、ユキノチカラのほうは、目的としては町内の菓子製造等小規模の事業所の同一ブランド化による情報発信を行うということで、販売力、生産力アップにつなげるとい

ったことが目的ということで、その部分で決して同一というふうな目的ではないのですけれども、なのでどっちがどっちに入るといってではなくて、双方目的がこのようにあるので、協力しながら進めていけばいいのではないかなと思いますので、ちょっと産業間連携のほうをユキノチカラにというふうな、入って一緒、組織としてということですが、入るといってことはちょっと今のところは考えていないということでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 目指すところの目的とか、そういうものは非常にユキノチカラプロジェクトのほうかというか、大体というか、同じなのではないですか。違いというのはそんなに私は見当たらないですし、そして中でやっている活動、取組というのはやはり緻密で、販売拡大等そういうものにたけたやり方をしております。そういうものを産業間連携組織の中で導入できるのでしょうか。これ誰でもできるものとは多分違うと思うのです。

ずっと先ほど来申し上げておおり、商品とかそういうものを全国的に売り上げていかないと、やはり誰も西和賀で6次産業をやって、生活を立てようかなというふうな思いにはならないのではないですか。そこがユキノチカラプロジェクト協議会では見えるのです、私は。見えるというか、想像がつく。そういうところにどんどん町内の事業所さんに入ってもらって、やっていただくことというのは、私は各事業所さんもいいし、町のためにもなるのではないかなというふうに思いますけれども、課長さんはそういうふうに思わないですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

ユキノチカラのプロジェクトの目的なのですが、繰り返しになりますけれども、菓子製造等の小規模の事業者が、要するに自社の製品をどのように売り込むかといったところから

始まって、ブランド戦略ですとか、いわゆる商品の開発、販路の拡大ということを進めているわけなのですけれども、農業分野においては3次も確かに大事なのですけれども、1次の部分あるいは2次の部分、そういったものも含めて連携を図っていくという観点で進めているので、こちらのほうがユキノチカラのほうに入るといった議論でなくて、どちらかという産業間連携のほうは既往といいますか、取り込む範囲としては大きいかと思うのですけれども、その中でユキノチカラの活用の方策等も一緒に考えていければいいのではないかと考えています。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 逆だと思います。1次産業には3次産業は必要ないのではないかなというぐらいの思いに聞こえてきてしまうのですけれども、そうではないですね。1次産業も3次産業が重要なのです。それがユキノチカラ協議会で、もう既にそういう構想もありますし、取り組んでいらっしゃるのですよね。産業間連携のほうは、これからつくろうとしている。しかも、やはりこれは誰でも事務局できたりすることではないと思うのです。既にそういう組織があるのだから、そういう思いを持ってユキノチカラのほうに移行していったら、何年もかかるというふうなお話を課長していらっしゃるのですけれども、そんなに長いスパンで考えなくてもいい気がするのですけれども、そう思いませんか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

産業間連携のほうですけれども、町内のものをということの先にですけれども、いわゆる拠点の整備ということ掲げているということでございます。

1次産業から3次産業まで振興するポイントとして、産直等含み、道の駅も含みということですが、そういった拠点施設を整備して、町内に人ですとか物が流れる仕組みづくりとい

うものをいかに進めるかという観点で検討しているということでございます。ユキノチカラのブランドというのは、そこで物を売っていくというときには有力なコンテンツであるということでの認識なので、必ずしも取り組んでいることが全然違うということではないかと思うのですけれども、そういった観点から、ちょっと産業間連携のほうで検討していることがあるので、そういった点でそっちのほう行ったらどうかという部分は当たらないのではないかと私は考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 もう少し柔軟にお考えいただいて、何がネックになっているのか分かりませんが、個々の産業間連携に加入している事業所さん、個々の将来のこともやはりもう少し、生活の向上とか、そういうものをしっかり考えていただきたいなど。それが町の向上につながっていくのではないのでしょうか。今のままだと、町内流通を目指しているのだと、さっきからずっと言っていますけれども、これでは駄目ですよ。

話を変えていきたいと思います。四季折々の自然の恵みとか、私たちの生活の半分以上はユキノチカラに由来しているのではないのでしょうか。その恩恵に最大限感謝しながら、町民が心を一つにして取り組むことができれば、私は必ずいい方向に動き出すのではないのかなというふうに思っております。

西和賀の歴史は、雪との戦いでございました。雪を克服することは、積年のテーマでございました。ユキノチカラブランドが全国に浸透して、西和賀が発展することができれば、この積年の町民の願いがかなうのではないのかなというふうに思っております。そして、さらなる町の飛躍が望めるのではないかな。そういう部分に関しまして、この6次産業に関しまして、町長の所見を、今まで通してお聞きいただいていたかと思っておりますけれども、町長の所見もお伺いした

いなというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

先ほど来ご説明させていただきましたし、議論いただきましたように、町の持っている資源をいかに生かしていくかという点で、いろんなアプローチをしていただいていると思います。そうした中で、ユキノチカラ、3次産業といえますか、商品のほうから広げていただけて、ブランド化して売り込んでいただいていると。また、産業間連携につきましては、農業生産を中心に、生産者がいかに付加価値をつけて自分たちの資源を売っていくかという、そういうアプローチかなというふうに今整理させていただいております。

そうした中で、今それが広がっていく中で、クロスしてきた部分で、どちらをどうしていけばというような議論であるなというふうに思っておりますが、ただ、今ご指摘のように、西和賀の背景を考えたときに、これまでの歴史を考えたときに、ユキノチカラという名前の持つ可能性というものは、ご指摘のように感じております。

ただ、行政で今まで取り組んできたそういう役割については、今お話しした点があって、そこはやはり役割をしっかり果たしていく。しかし、その先には何があるのかなということは、今ご議論いただいたところを踏まえてやっていかなければいけないなと思っております。そういう点で、ユキノチカラ協議会がやっていらっしゃる仕事はそうですけれども、それを越えた何かがこの名前にはあるなというのはまさにそのとおりですので、そういう点でいかに今後の西和賀を発展、資源を生かして、付加価値をつけて広げていくときに生かさせていただけるかなという点で考えていきたいし、やっていきたいと思っております。

もっと熟成させてから考えを出すべきかなというふうに思っているところでありますけれども

も、雪国文化研究所というのがあって、雪に関するいろいろな調査研究、基礎的なことから産業面だったり、雪に係る部分の蓄積がございます。こういうものがユキノチカラをブランド化するときに、やはりいろいろ聞いてみますと、そういう名前のすばらしさもありますけれども、それに合うようなストーリーというか背景があることが、よりそれを強めることだということからしますと、そういう力にも雪国文化研究所が蓄えてきたものがあるのではないかなと。そういうのが一体化して、より強いものになっていけるのではないかなということを私自身構想をさせていただいております。そういう点では、そこを広げて、例えば雪国文化研究所をユキノチカラ研究所にするとか、そういうところも視野に入れながら、今お話しいただいたところを含めて、検討を進めさせていただきたいという思いでおります。

議長 高橋輝彦君。

6番 各課だけで6次産業を考えるのではなくて、農業振興課、ふるさと振興課を中心に、全課でやはり考えていただきたい。6次産業を発展させていただかないと、やはり町の衰退につながっていくのだらうというふうな思いでございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次のテーマに参ります。当町は合併以来、現在まで時代の流れに応じまして、順調に職員数を減らしてきました。今後も住民の人数が減っていくにつれ、職員も減らしていかざるを得ないのかなと思います。

一方で、恐らく行政事業の数はこれまでは増えてきたはずですし、これからも新規事業は増え続けるのではないかなというふうに想像がつきます。その上に、昨今は全国的な緊急事態が頻繁に発生しております。そのたびに対策や支援事業が施されなければならなくなります。しかも、この手の事業は直接事業主や町民を対象に迅速な対応処理が求められます。今回のコロナ感染症対策では、まさしくそのような対応に

迫られました。

そんな中で、町民からの苦情なども相当数あったのだらうし、その上私たち議員も町民第一で活動しているわけでございますので、職員の皆様には大変なプレッシャーやご苦労をおかけしてきたのではないかなと思っております。この場をお借りしまして、感謝を申し上げたいというふうに思います。

職員数は減るけれども、仕事が増え続けるということは、必ずどこかで無理が生じて、職員、そして最終的には町民への影響も考えられます。今回これらをどうしても回避するべきだというふうに考えまして、議論する必要があるなというふうに思って質問をいたします。

①番です。合併当時、平成18年での町の職員数は、病院を除きまして161名で、令和4年では125名ということで、16年間で36名が減っております。各課で2名ずつ減っている計算なのかなというふうに思います。

一方、事業数は平成18年では359件、令和2年では392件となっております。恐らく令和4年だと16年間で減った人数と大体同じ、36と同じ数の事業数が逆に増えているのではないのかなというふうに思っております。ちょうど反比例しているかのようでありますけれども、今後の職員数及び事業数はどのように推移していくと考えるのか伺います。

議長 総務課長。

総務課長 職員数の推移についてお答えします。

なお、職員数については、西和賀さわうち病院の医師等医療専門職を除いた職員数でお答えいたします。

西和賀町は、平成17年11月1日に旧湯田町と旧沢内村が合併した町であります。合併により、旧町村の職員が西和賀町の職員となることで、当然職員数が増えることとなります。町においては、合併時に策定した行政改革大綱で示した職員適正化計画並びに平成30年3月に策定した西和賀町定員適正化計画に基づき、また組織

の見直し等を行いながら、職員数の適正化に取り組んできたところであります。

今後の職員数の推移についてですが、現在の町定員管理計画では、今後4年間で約10人程度の削減を図る計画となっております。しかし、令和5年4月から職員の定年延長制度が導入される予定であり、また令和2年度に新型コロナウイルス感染が確認されて以降、国の各種給付金事務やワクチン接種事務、新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金を活用した町独自の感染症対策、経済対策事務などの業務が増えている状況にあります。

このような状況にあることから、現在の町定員管理計画に基づく職員の削減は厳しいものと考えており、退職職員数の変動状況や新型コロナ対応事務のような緊急的な事務事業への対応も含め、引き続き職員数の適正化に努めていきたいと考えております。

次に、事業数の推移についてお答えいたします。事業数については、先ほど議員さんがお話しされたように、合併当初の平成18年度に比較し、令和3年度等において増えている状況にあります。事業については、総務事務費や施設管理運営費など経常的なもの、道路改良事業など普通建設事業と言われる臨時的なもの、それらに加え、国、県の新規施策に関連する事業のように、新規あるいは緊急的な事業があります。経常的な事業については、数の変動が少なく、普通建設事業や今回の新型コロナ関連事業のように緊急的な事業の追加や廃止などにより、事業数は変動してきたものと考えておりますし、今後の事業数の推移についても同様の考え方であります。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 人数については、削減していかなければならないのだということですし、事業は増えていくだろうというふうなことだと理解しました。

そのような状況の中で、今後職員や町民への

影響を考えたときにどのような状況が考えられるでしょうか、伺います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

今議員さんがお話しされたように、職員数が減り続け、仕事が増え続けた場合の影響等についてですが、職員個々の業務量、負担が増え、行政事務の遅延等、行政サービスの低下につながる可能性が高くなるものと考えております。

そのような状況に陥らないよう、新規事業がある場合等については、経常的な業務であるか、単年度あるいは数年度という臨時的な業務なのか業務内容を精査し、各課等における業務量の増減を考慮し、必要な職員数の確保、適正な職員配置に努めていく必要があると考えます。

議長 高橋輝彦君。

6番 今ご答弁あったように、仕事が増えていて終わりが見えなかったり、さらにそこで迅速さを求められたりして、そのような状況が続くと、精神的な負担というのはやっぱり大きくなってしまおうということは、普通に考えられると思います。個人差はあるのでしようけれども、多かれ少なかれ、そのような状況は容易に想像できます。職場を長期間離脱しなければならぬ状況も想定しなければなりません。そうすると、職場に残っている職員はさらに重く圧力がかかって、悪循環になってしまいます。最終的に、それは住民へと影響を及ぼすことにつながりかねません。職員一人一人の心のケア、健康を維持することは、どんな職場でも非常に重要なことであると思っておりますけれども、そういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 職員の健康管理の部分で、全体的な形でお答えしたいと思います。

まず、職員が健康で働けるよう、職員に対しては各種がん検診や生活習慣病予防健診などを実施し、検診結果が要精密検査となった方には、医療機関での精密検査を受けるよう促している

ところでありますし、また特定保健指導の対象となった方には、予防医学協会などから派遣いただいた保健師から指導をいただき、改善に向けた取組を進めているところであります。

また、精神面の部分についてですけれども、ストレスチェックを毎年実施しております。その結果を各職員に通知しております。そして、結果として高ストレスという方がいる場合には、産業医の面接を勧めています。まず、本人の意向により、産業医の面接を受ける方と受けない方いますけれども、それぞれにまずそのようなストレス面での対応ということで、そういうふうな形でっております。まず、ストレスの改善に向け、取組も進めているということでもあります。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 現段階においても、既に大分無理が生じている部署、影響を受けておられる職員がいる可能性というのは非常に高いのではないかなというふうに思っております。将来のことも踏まえて、早急に対処する必要があるのではないかと。

先ほど継続的な事業、単年度で終わる事業等の区別をして、その対応をしていくというふうなお話がありましたけれども、それだけで課題というのは解消できるのでしょうか。もう少しほかの考え方といいますか、そういうふうな部分でどのように捉えておられるか伺います。

議長 総務課長。

総務課長 先ほど来からお話があります事業数が増えているという部分についてですけれども、近年新規事業が増えている事例としては、東京2020オリンピック・パラリンピック大会開催関連業務や新型コロナウイルス関連の国の各種給付金給付業務、ワクチン接種業務、そして新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金を活用した町独自の感染症対策、経済対策業務などが挙げられます。

町の対応としましては、オリンピックやコロナ関連業務で業務量が増える課については、人事異動等により職員を調整するなど、業務が円滑に図られるよう対応しているところであります。また、全体の職員数についても、退職者の状況を踏まえ、業務に支障を来さないよう職員採用に努めているところでありますし、資格職についても必要人数の確保に努めているところであります。

議長 高橋輝彦君。

6番 先ほども答弁の中にありましたけれども、ストレスチェックを行って、産業医の面接等をお勧めしているのだというふうなお話がありました。治療を受けて、今現在受けていない方であっても、精神的に不安定になっておられる方というのはいるのだろうというふうなことが想定できますし、やはり必要に応じて治療を進めるべき方もおられると思っております。いずれそういうふうなことを回避すべく、事業の見直しだったり改善は必須であろうと考えます。

今お答えいただいている中で、いろいろお話、ご答弁ありましたけれども、事業数というのは適正な事業数、適正なといいますか、各市町村によって違うのでしょうかけれども、やはり自分たちといいますか、行政の中で考えたときに、こういうのは減らしていてもいいよとか、そういう考え方というのはないのでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

事業の見直し及び改善の方策、手段についてのご質問でございます。これは、第三次の行政改革大綱に掲げており、本町を取り巻く、社会経済情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進める総合計画を下支えする行財政の基盤づくりとして、現在取組を進めておるところでございます。

事務事業の見直しでは、年度ごとの事業実績に基づき、事務事業評価を各課で実施し、各課と企画財政部門との施策調整を行ってござい

す。今後も評価と調整を翌年度予算編成に反映させることで、事業の適正化に努めていきたいというふうに考えてございます。

また、行政システムの改善及び適正運用では、財務会計やセキュリティー対策等の職員研修を適宜行い、適正運用に努めてございます。今後は、電子申請の導入や電子決裁、専決規定の見直しなど、事務効率の向上に引き続き取り組んでいく必要があるというふうに考えてございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひ職員の負担が今後増えることのないような、そういうシステムの移行に気を配っていただきたいなというふうな思いでございます。

町は、町民ファーストで町政を行うためには、職員の職場環境の充実というのが重要であろうというふうに思っております。その点を視野に入れて町政に取り組んでいくべきだというふうに思っております。

最後になりますけれども、そういう点に関しまして、町長の所見を伺って終わりたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

限られた資源で、それを有効に使って町民生活の安定と質の向上を果たしていくという基本的な原則で、常に見直しをかけ、業務実施をしていかなければならないというふうに思っております。今いろいろご議論いただいたことを踏まえ、また行革等の計画推進を進める中で、その精神でやっていきたいと思っております。

加えて、単に行政側が見直して減らすとか増やすのではなくて、やはり町民の方々の生活実態だったり、あるいは地域でできることだったり、お互いにやるほうがいいことだったり、その辺のことを常にやり取りさせていただきながらやっていくということが大事かと思っております。

今幸い地方創生とか、いろんな事業で事業費等をいただいている状況にあります。これがい

つ、どういうふうに削られてというようなこともあります。そういうときにどう対応していくのか、あるいはどうしても対応しなければいけない場面のときに、やはり住民の方々、行政の方々の常日頃のやり取りのパイプの太さを保っていないと、乗り切れないということも想定されますので、そのようなことも含めまして、今後も行政運営に当たっていききたいというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 この件に関しましては、これからもっともっと議論を重ねていく必要があるのだろうなというふうに思いました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長 以上で高橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

これをもって本日の一般質問を終わります。

なお、明日の一般質問は2人を予定していますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時32分 散 会